

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和2年3月5日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階602会議室

3 事 件

議案第21号 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)

議案第22号 三次市債権管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第23号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第24号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第25号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第32号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第38号 動産の買入れの契約について

4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元, 藤岡一弘

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【子育て・女性支援部】松長子育て・女性支援部長, 畑中子育て支援課長, 熊谷保育係長,

【市民部】上谷市民部長, 渡邊市民課長, 細美収納課長, 大原保険年金係長, 松本収納係長,
田島収納課付係長, 山本資産税係長

【福祉保健部】牧原福祉保健部長, 道々高齢者福祉課長, 富野井健康推進課長,
畠高齢者福祉係長, 脇坂健康企画係長

【教育委員会】長田教育次長, 古矢文化と学びの課長, 廣瀬文化と学びの課付課長,

大原学校教育課長, 赤木学校教育課付課長, 中村学校教育係長, 龍王教育指導係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○桑田委員長 それでは、皆さん、おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきましては、先ほど清水さんのほうから説明いただいたように、タブレットの教育民生常任委員会、令和2年3月定例会のフォルダに入れておりますので、審査順をごらんいただきたいと思います。

この審査順にありますように、子育て・女性支援部に係る議案1件、市民部に係る議案2件、福祉保健部に係る議案2件、そして教育委員会に係る議案2件について提案説明、質疑を行い、その後、採決等を行うよう予定しております。

以上の日程で進めたいと思います。できましたら、お昼ぐらいには終わらすということで進めようと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、子育て・女性支援部に入ってください。

(執行部入室)

○桑田委員長 それでは、子育て・女性支援部に入ってくださいましたので、審査に入りたいと思います。

議案第25号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査させていただきます。

提案理由の説明をお願いします。

松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 では、議案第25号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

では、今回の改正理由でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

資料のほうをお願いします。

○桑田委員長 部長。

○松長子育て・女性支援部長 2の主な改正内容に入ります前に、この条例について少し説明させていただきます。

この条例は、市の認可事業として、家庭的保育事業等の満たすべき設備及び運営に関する基準を、国の基準を踏まえて定めたものでございます。条例には、家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、事業者等による2歳までの保育終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育また保育が継続的に提供されるように、連携施設を適切に確保しなければならないというふうにされております。

お配りした資料の2ページ目に用語の説明がございます。条例例にもある家庭的保育事業等の該当施設でございますが、現在、三次市においては、事業所内保育事業があゆみ保育園ときらきら保育所の2所、小規模保育事業が専法寺保育園の1所となっております。また、その下の連携施設につきましては、助言、支援、代替保育、満3歳到達児童の受け入れといった連携協力を行う施設を、保育所、幼稚園、認定こども園の中から確保しなければならないというふうにされているのが、この連携施設でございます。

では、2の主な内容について御説明させていただきます。

5項目の改正内容がございますけれども、5項目中の3項目が連携施設についての改正となります。まず、1つ目としては、ナンバー1の第6条の改正です。家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とするものです。この場合においては、利用定員20人以上の企業主導型保育事業、または地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを連携協力を行うものとして確保しなければならないことを規定するものです。なお、三次市においては、現在、企業主導型保育事業の実施施設はございません。

2つ目の改正としましては、ナンバー3、第45条の改正です。連携施設に関する特例として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、市長が適当と認めるものについては、連携施設の確保を不要とするものです。なお、この保育所型事業所内保育事業所は、今現在、三次市にはございません。

3つ目として、ナンバー5、附則第3条の改正です。この条では、連携施設に関する経過措置について規定しておりますが、連携施設を確保しないことができる経過措置期間5年を10年に延長するものでございます。

残りの改正でございます。残りのナンバー2の16条の改正、それからナンバー4の附則第2条の改正につきましては、家庭的保育事業の場合、これは、今現在、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間が10年となっております。その対象は、保育者の居宅で実施されている場合に限られていますが、改正により、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業も経過措置の対象に含めるというものでございます。家庭的保育事業についても、現在、三次市においては、実施施設はございません。

以上が主な改正内容となります。

なお、施行日は公布の日からといたします。どうぞよろしく願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 ちょっと基本的なことでもまた教えていただきたいんですけど、今までは連携ができたということですかね。連携のところがあつたんだけど、今度は、例外を持って、どうしてもできないというか、連携が難しければ、はぶいてもいいという解釈でよろしいですか。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 今の現状からいきますと、今、3所ある事業所内保育事業所2所については、連携施設を確保できておりません。もう1所、専法寺保育園、小規模保育事業所については、連携施設が確保できております。という状況でございます。

それで、この子ども・子育て支援新制度、平成27年に始まっております。そこから5年間は連携施設を確保しないことができる猶予措置期間がございまして、この5年間で本年度末をもって終了します。ですが、全国的にまだまだ確保できていないという状況があり、このたび、連携施設についての猶予の措置期間を、5年を10年に延長ということであったり、その緩和というのがされたというのがこの概要です。

○弓掛委員 わかりました。

○桑田委員長 家庭的保育事業というのが、どんなところをいうのかというのと、連携施設の確保の、連携施設というのは、どのようなところをいうのかというのをちょっと教えていただければと思いますけど。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 この条例のタイトルにもあります、家庭的保育事業等と書いてありますけれども、これについては、お配りしている資料の2ページ目の用語の説明のところにあります。4種類の事業をいいます。家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類があります。

まず、家庭的保育事業というのは、定員でいけば5人以下の、本当に少人数の子供たちを、主に保育者の居宅で見るといいます。

○桑田委員長 家の中でね。

○松長子育て・女性支援部長 家の中で。居宅ではなくて、敷地内の別棟であったりとか、公共施設借り上げの場所というのもあり得るんですが、定員が5人以下ということになります。

それから、小規模保育事業というのは、三次市でいけば、今、専法寺保育園がありますけれども、これについては、定員が6人から19人という保育所になります。

それから、居宅訪問型保育事業というのは、もう1対1で、児童の家に保育者が訪問して、そこで子供を見ると、基本1対1の保育になります。

最後に、事業所内保育事業というのは、これにつきましては、人数制限というのはございませんが、その人数に応じて、定員19名以内の定員を定めた場合は、小規模保育事業と同じような基準でやりますけれども、定員20名以上の大きな事業所が保育事業を行う場合は、認可の保育所と同じような基準をもって、これを実施するというようなことです。

○桑田委員長 連携施設というのは、どんな分ですか、例えば。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 同じように、用語の説明のところに書いております。基本的に、この家庭的保育事業等という年齢は2歳まで、ゼロ歳から2歳ということになりますので、そうになると、3歳以上になると、もう家庭的保育事業の、原則、対象ではありませんから、ほかの保育所に移る必要があります。そういったときに、優先的にその連携施設のほうで受け入れるというところもありますし、あとは、家庭的保育事業者等へ運営等に対して助言、支援を行う、それから、家庭的保育事業所等で例えば保育士が急遽確保できなかったというような事態が生じたときに、連携施設から保育士の派遣といいますか、保育士が派遣という形になろうかと思っておりますけれども、そうやって、家庭的保育事業所で保育士がいないというような、そういった状況をつくらないというような連携。

○桑田委員長 だから、普通、素人考えでいったら、どこどこ保育所といったら、保育園といったら、そこがそこだけでしよるという感じにとる、そうじゃなくて、それなりに連携をされるところがあるということですね。

○松長子育て・女性支援部長　そうです、はい。

○桑田委員長　そういうことですか。ありがとうございます。

弓掛委員。

○弓掛委員　例えば専法寺だったら、愛光保育所と連携しとると思うんですけども、期間内で連携しとるというイメージだったんですけども、今の聞きよったら、またわからなくなっちゃって、専法寺保育園、2歳で終わったら、次の連携ということなのか、それとも、期間内での連携なのか、ちょっとその辺のところはどうなのか。実際のところ、連携というのは機能しとるかどうか、具体的に教えてください。

○桑田委員長　畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長　具体的に専法寺保育園がやられている連携の協定の中には、愛光保育所と連携をしているんですけども、時間内と、今後の3歳以上になってからのことが含まれています。時間内ということで、例えば3歳になったら連携施設として愛光保育所に受け入れてもらうために、現在においては合同保育であるとか、運動会へ行ってみて、なれていくような感じをここでうたっています。あと、園外保育であるとか、施設を定期的に開放して、児童が行き来するというようなことも、ここでうたっています。

○弓掛委員　両方ですね。

○畑中子育て支援課長　はい。

○弓掛委員　わかりました。

○桑田委員長　うちでいうたら、吉舎でいうたら、吉舎保育所がこまい子からずっと小学校へ行くまで預かって、見てくれてじゃないですか。今、愛光保育所というのは、零歳とか1歳とかいうのは預かってないんですか。それは、預かるのは預かって、さらに専法寺保育園で2歳までを見るというような感じになつとるんですかね、仕組み的に。

畑中課長。

○畑中子育て支援課長　現在、愛光保育所は民間委託としてお願いしていますけど、ゼロ歳から2歳を預かってもらっています。今回は、家庭的保育事業の中では、3歳からのことを考えての連携施設ということで、それが盛り込まれている内容になります。

○桑田委員長　わかりました。

竹原委員。

○竹原委員　連携施設の、優先的に専法寺からは入るとのことですか。公募するじゃないですか。公募とは別に、連携枠というのがあるの。

○桑田委員長　畑中課長。

○畑中子育て支援課長　この中で、優先枠ではないんですけど、多分保護者の方は、連携をする中で、3歳になったら愛光保育所へ行きたいなというふうなことは思われていると思いますが、優先的なことはうたってありません。

○桑田委員長　だから、保護者によっては、専法寺に行かせて、それから、3歳になったら愛光に行かせたいという保護者と、最初からもう愛光へというふうに思っている保護者と2種類、2種類

と言うたらおかしいけど、そういうふうになつとるといことですか。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 三次市内でいけば、連携施設が愛光保育所ということで、公設民営ということなので、なかなかこの考え方が当てはまらないんですが、一般的に言えば、連携施設は民間の施設であつたりとかいうことがありますので、その場合はもう優先的に入所していくと。ただ、公立の場合は、この考え方はちょっとしっくりこないところはありますけれども、原則そういう考え方であります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 現実はどうなんですか。公募しとるんじゃけえ、専法寺からは優先ということには、基本的にはならんのでしょうか。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 現実的に、今現在、令和2年3月1日時点で、2歳児がお二人専法寺さんにおられるんですけども、現実的に、この2歳の方は全部の方が愛光に行かれると聞いています。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 じゃから、他の子が弾かれるというようなことはないわけ。一般の子が、3歳から入ろうと思ったときに、連携施設が優先で行って、2人入ったら、2人が弾かれたというようなことはない。もう決まつとるんだらう。

○桑田委員長 その入所が競争みたいにはなっていないんでしょう。

畑中課長。

○畑中子育て支援課長 定員内で受け入れができますし、基本的には、これは優先していきたいなということは、それぞれの民間委託の保育所であつたとしてもお願いすると思ひますけれども、必ずしも優先ということにはなりません、それを踏まえて入所の、転所になりますけれども、入所の調整をしていきたいと思ひます。

○桑田委員長 じゃけえ、竹原委員が心配しとつてのは、競争になつてないかということですよ。

○竹原委員 そうそう。

○桑田委員長 だから、事業所から来たものが優先された場合、定員があつた場合は、そこに入れない子供が出てくるということがあつちやならんというようなことを聞かれとるんだけど、そういうことはないんですね。

○竹原委員 どっちでもええんじゃけど、どうなるんかのうというて、現状がどうか。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 今の定員から考えましたら、定員を超えるということがありませんので、今のところ、そういった状態は考えにくいと思ひます。

○桑田委員長 どうぞ。

○竹原委員 上の2つで、あゆみときらきらか、そこから、ほいでも、自由競争と言つてないけ

ど、希望で入所、3歳になったらするんじゃないだろう。それは別に、優先も何もないという。

○桑田委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 今回のところは義務ではなくて、そういうふうには三次市内で事業所内保育所の2つのところが連携施設を持たれてないので、今回、条例の改正をお願いするものでありまして、今、連携施設を持たれてないので、自由競争という言い方はあれですけど、どこに行かれても、3歳を受け入れていくという調整をしております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 あんまり意味がないということやな、連携施設を持っても。連携施設をこの3所が持つとって、そこへ優先的に3歳から行けるといふなら、何ぼか意味があるけど、連携施設を別に持たんでもええんちゃう、これなら。2歳まで終わったら、3歳、自由にどこへなり行くといふなら。意味があるの、連携施設を持たないけんという意味はどこにあるの。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 連携施設の、3歳以上もなんですけれども、ほかの2項目の部分において、やっぱり集団保育を経験させるとかいうようなところ、それから、保育が継続できないような事態も想定される中で、助けてもらえる施設というところがありますので、それについては重要なところだと思います。

○桑田委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第25号の審査を終わりたいと思います。

子育て・女性支援部の皆さん、ありがとうございました。

次に、市民部に入ってきてもらいます。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 市民部の皆さん、おはようございます。

それでは、市民部に入ってきていただきましたので、議案第21号、三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)をまず審査させていただきます。

提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第21号、三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

本改正条例案は、広島県重度心身障害者医療費公費負担事業に係る補助金交付要綱の一部改正に伴い改正するもので、広島県において、重度医療対象の所得制限を超えた世帯のうち、人口呼吸器等装着者を介助する世帯について実態調査を行った結果、他の疾患と比較して、経済的負担が著しく大きいことが判明したことに伴い、その世帯の経済的負担の緩和措置を図るため、人口呼吸器等装着者で継続して常時装着が必要であり、日常生活動作が著しく制限される者について、本事業の認定に係る所得要件を対象外とするもので、本市においても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものです。

なお、理論値上では、広島県においての対象者は数名と試算されております。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第4条第3項の改正により規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○桑田委員長 説明ありがとうございました。それでは質疑をお願いいたします。

保実委員。

○保実委員 これ、三次市では、該当する人というのはどれぐらいですか。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これは令和元年12月現在の数値となりますけども、呼吸器機能障害者での障害者手帳1級所持者は14人いらっしゃいまして、所得制限超過者は、そのうち1の方が該当となります。本条例改正案では、人口呼吸器等を継続して常時装着が必要であり、日常生活動作が著しく制限される者と、これが特別な事情になりまして、この条件に該当される場合は、該当者が1人ということになります。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 勉強のために教えてください。所得は幾らまでいいと言っていましたか。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 これは段階的にありまして、例えば本人であれば、本人で扶養者がいない場合とか、扶養者1人、2人、3人、4人ということ。

○弓掛委員 うかがいたいけども、基本的なこと。

○上谷市民部長 例えば本人で扶養親族ゼロの場合は159万5,000円になります。ちなみに、1人の場合は197万5,000円ということ。

○弓掛委員 所得ですよ。収入じゃなくて所得ですよ。

○上谷市民部長 はい。所得です。

○桑田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第21号の審査を終わります。

続いて、議案第22号、三次市債権管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第22号、三次市債権管理条例の一部を改正する条例(案)について説明をいたします。

本改正条例案は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成29年6月2日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市債権管理条例の一部を改正するもので、施行期日は令和2年4月1日となります。

この民法の一部を改正する法律は、明治29年に民法が制定された後、債権関係の規定について

て、約120年間改正がなく、社会、経済の変化や国民一般にわかりやすい民法とする観点から、平成21年10月から法制審議会民法部会において審議され、平成27年3月31日閣議決定、平成29年5月26日に成立されたものです。

主な債権関係での改正内容は、消滅時効を5年に統一、法定利率を5%から3%へ引き下げた上、金利動向に合わせて、3年を1期として、1期ごとに利率を変動、安易に保証人となることによる被害の発生防止等が見直しをされました。本改正条例案においては、法定利率の見直しによる改正に伴うものとあわせて、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、商法の改正も行われ、現代社会において、商行為によって生じた債権を特別視する合理的理由が乏しいことにより商事法定利率が廃止され、商行為によって生じた債務についても、民法に規定する民事法定利率を適用することとなったことにより改正するものであります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第10条第1項、第2項の改正が、先ほど説明させていただきました法定利率等の改正となります。適用債権は、非強制徴収公債権と私債権となります。私債権では、住宅使用料、水道料金、医療費などが対象となります。

第10条の第1項では、「商法」を削除、第2項においては法改正に伴う項ずれの整備と「商行為によって生じた債権」の削除、第20条第2項は文言の整理となります。なお、具体的な利率につきましては、三次市債権管理条例施行規則第7条において、3%と規定をいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 ちょっと教えてください。今、その他の債権と私債権の違いがまだよくわからないので、お願いします。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 これは文言の整理となりまして、ここの見出しに、私債権等の放棄の条文の中に、その他の債権という言い方がそぐわないということで、文言の整理をさせてもらうもので、本来であれば、ここは私債権と表記をしておれば、読むときに非常にわかりやすい表記だったんですけども、その他のというのが、要するに、ここで解釈すると、私債権以外の債権というような見方になりますので、ここを、文言の整理をさせていただきたいということで、改正させていただきたいということでございます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 ですから、中身は一緒という解釈でいいのかということと、私債権というのが、さっき、水道とか、いろいろ言われたんですけど、具体的にちょっともう一遍言ってください。私債権の内容ですけど。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 最初の御質問については、そういうことでございます。

私債権につきましては、これは、約款契約で規定されていれば、その率を適用します。契約の中で率が規定されていれば、そっちを使う。規定がないものについては3%ということで規定をいたします。主なものは、住宅使用料、水道料金、医療費、他にも債権がございますけども、例えば住宅資金の貸付償還金等は契約の中でも利率が規定されておりますので、そちらを適用するということとなります。

○弓掛委員 わかりました。

○桑田委員長 よろしいですか。そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、以上で議案第22号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

次に、福祉保健部においていただきますので、少々お待ちください。

(執行部退室)

○桑田委員長 それでは、福祉保健部の皆さん、おいでいただきました。おはようございます。

それでは、議案第23号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査させていただきます。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 おはようございます。

○桑田委員長 部長。

○牧原福祉保健部長 よろしいですか。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案第23号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、三次市上安田地区老人集会所、三次市檜地区老人集会所及び三次市田中老人集会所の3施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例別表から当該老人集会施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上、御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございました。それでは質疑をお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 これはいつも聞くことですが、地元了解はちゃんと得れとるんですね、これ。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 地元の意向確認というのをしっかりとした中で、改修工事のほうをさせていただきまして、このたび、譲渡という運びでございます。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 後になってから、いろいろまた要望事項などが再三再四上がってきよるけえ、よう意向確認をして、もうありませんよという話もしとかんと、ようわかっとなってでしょうけど。ここを

やってくれと言うて、また後から出たりするのが出んように、よく意向確認と了解を得といてもらえれば。

○桑田委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 先ほどの続きになるんですが、どうしてもできんかったときもあるんじゃないかとか、あるいは地元が忘れとるようなところもあるんじゃないかと思うんですが、そのときは、集会所施設の補助金はその分使えるかどうか、その補助金がどこまで予算枠があるかというのは、財源の話があるかと思うんですが、そういうふうな対応ということになるんですかね。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 地元のほうに譲渡させていただいた後に、地域のほうで何らかの修繕が発生、希望があるというような状況になった場合には、地域集会所の修繕工事のほうに該当になるかと思しますので、所管課でいいますと、地域振興課のほうになりますけれども、そこの協議ということになるかと思えます。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 もう1つ、最近、洋式のトイレにかえよってんですが、今回の住宅を譲渡するときに、地元要望として、洋式にしてほしいとかいうことがあったときには、それは対応して、やっていただいとるんですかね。水洗化とかいうのは別として、水洗の場合なんか特に、洋式を学校でも、集会所でも、まだ年寄りが足を踏むようになってるとというのがあって、その要望をしてのことが多いですが、そこらのところはどのなんでしょうか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 改修に当たっては、実際にトイレの改修というのも要望がございます。確かに和式から洋式というところで、変更していくところが多いような状況です。水洗化でございませけれども、下水が通っているところにつきましては、これを機会に下水のほうにというのもございませし、下水がそこまで通ってないような地域におきましては、簡易水洗化でありましたりというところで、今までのところは対応してきているような状況です。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 今、気になったんですが、例えば集会所が下水に加入していなくて、今回、改修と同時に加入するというふうに、加入負担金は30万ぐらいだったかな。というのだと思う。それは、負担は、市のほうが手続をして、市の施設として、やっぱり会計が違うんで、企業会計なんです、負担金を出さなきゃいけないと思うんです。それは、地元負担なのか、やっぱり公的に、現在でしたら、公的に負担をして改修をすると、あと、負担がどの程度というのは、やっぱりそういうふうにしてやってあるというふうに理解してよろしいですか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 委員さん言われるとおり、実際に今まで改修をしてきたところも、下水のほうに引き込みさせていただきまして、先ほど言われた、一番最初の引き込みまでの負担金のところの金額がかかるころまでは、そこは市のほうと、全部が全部ということにならないときもあっ

たりもするんですけども、実際にも、今までのところ、そこは市のほうが対応させていただいて、その後にかかる経費、負担金につきましては地元で負担をしていただくということで、あらかじめ協議をさせていただいて、了解を得て、改修工事のほうをさせていただくようにしてきたところでございます。

○桑田委員長 そのほか。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 この譲渡とかの普通財産に落とされる場合、先ほど、いろんな地元の要望、これはマニュアル化してあるんですかね。基本的なものをマニュアル、こういうときはここまでですよというのを、チェック項目があれば、そういう話するとき、それを見ながらのあれができるんじゃないか、それを漏れたのを、先ほどお話があったような形で対応できるのがいいんじゃないかと思うんですが、そういうマニュアルは、特に公共施設、最近言われていますから、そういうマニュアルが必要んじゃないかと思うんですけど、そこはどのように考えられますか。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 基本的には、所管部署も一応の一定のマニュアルといいますか、考え方のところはございますので、それに沿って対応しているといった状況はございます。

ただ、時期等協議をする中で、修繕箇所というのは、地元からはやっぱり多岐にわたって出てきますので、そこは、例えば建築のほうの、一番問題になったりするのが屋根の構造部分が、今後、どれぐらい要りますかとか、そういった点にもなったりもしますので、建築課のほうにも一緒に協議に入っていただいたりとかする中で、地元との協議をして、理解を得ていただくような形で、あくまでもそこは理解をしていただいて、修繕を進めるという形で行ってきております。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 福祉保健に聞くのがいいか、ちょっとどうかかわからんですけど、今回、別表1に上げてある集会所のあれで、投票所になっているところはありますか。それは、福祉保健部ではわからない。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 投票所になっている場合でありまして、手続上は、現在も地域の集会所等を使っておりますので、所有者のほうにそういった手続のほうをされて、使用許可のほうは、また地元のほうでされるものと考えております。

○桑田委員長 だから、投票所に仮になっとして、譲渡しても、またそこを投票所として、また地元の人と相談して貸してもらおうということで、譲渡したから、そこを投票所じゃなくすということじゃない、それは選管に聞きますんで。ありがとうございました。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようでしたら、以上で議案23号の審査を終わります。

続いて、議案第24号、三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

(案)を審査させていただきます。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、議案第24号、三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、三次市作木診療所を三次市国民健康保険作木診療所に変更することに伴い、関係条例であります三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容につきましては、第2条表中、三次市国民健康保険作木診療所の名称及び位置、及び別表第2(第11条関係)、これにつきまして、作木診療所の診療日等を加えるものであります。また、あわせまして、これまで制定をしておりました作木診療所を定めた三次市診療所設置及び管理条例を廃止しようとするものです。

以上、御審査のほど、よろしく願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 また基本的なことで、何でこれ、国民健康保険診療所に変えてですか。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 国民健康保険の診療所施設になりますと、国民健康保険法に定められた保健事業等を行うということも1つ規定になります。それは、既にもう作木診療所の現体制で行っているということが1点と、もう1点につきましては、主に国保の調整交付金等の補助金を施設整備の関係で受けることができるというメリットから、作木の診療所もこちらの条例のほうに変えさせていただくというふうに考えております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 今までは、そういう施設整備の補助がなかったのが受けれるという、そういうメリットがあるという。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 国保のメニュー、事業の補助メニューを受けれるということになります。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 デメリットをお願いします。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 本件に関しては、デメリットというものはございません。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 これまでの経緯について、簡単にちょっと御説明させていただきます。

作木診療所は、作木村時代に設置をされておまして、合併時に、合併の直前に公設民営にされたことから、合併の協議の中で、国民健康保険診療所から外した位置づけとしております。あくまで民営という位置づけでございました。なので、それで、作木のほうがいろんな器具の整備等、基金を持ち込んでされていたというのがこれまでの経緯で、現在、医師のほうに、赴任の状況の中

で、市の直営にこのたび、昨年度から直営に戻したことから、やはり公的な制度の利用には、このほうがメリットがあるという判断でございます。

○弓掛委員 よくわかりました。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

横光委員。

○横光委員 条例改正の提案理由のときにちょっと質問がありよったんですが、作木だけでなくして、診療所の表の中で、この時間どおりちゃんと開いてあるのかどうか。開いてないわけじゃないんで、決めた以上は、やらんといけんと思いますし、やっぱり地元合意、地元の皆さん、これを見たら、そこへ行って見て、開いとらんということがあるんで、そこらはどうなってるのか。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 委員おっしゃるとおり、1点、君田診療所のほうが、一時期、昨年度、医師が亡くなられたという関係で、新たな医師を4月から招致しております。その中で、その医師のほうの勤務の状況、要件というところが、どうしても火曜日、木曜日、金曜日、週3日の、時間はここに定めているとおりになんですけれども、それ以外の診療がちょっとできかねるところもございまして、大変申しわけなかったんですが、市民の方にはホームページ、広報等、支所だより等で周知しているんですが、条例に定める、その他市長が定めるというところに係らせていただいて、君田診療所だけ特別な日程で今しております。これにつきましては、来年度も同じ日時になりますけれども、今後の患者数の動向等を見ながら、医師とも相談しながら、できるだけ近づける方向にはと考えているところでございます。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 ということですが、誤解を招くということがあるんで、条例改正をやられたほうがいいのかなというような、ちょっと気がしたんですが、将来的にこういうふうにするんだという強い意思があるんなら、それでもいいと思うんですけども、やはりこれが恒久的になるよう、になったら、条例改正をされたらいいんじゃないかというふうに、これは意見として。

○桑田委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 診療所の開設等につきましては、条例で定めることと、厚生局のほうへの届けが必要となります。そういった面で、特段閉めることはできる、増やそうと思うと、また届けの手續上の問題がございますので、やっぱり最大限で届けをしております。その中で、医師の状況によってやりくりをしていくというのを今進めております。作木診療所も、医師の不在のときにはそのような対応をさせていただいて、現在に至っているというところでございます。

○桑田委員長 よろしいですか。

竹原委員。

○竹原委員 11条の土曜日を削るというのは、あれはどがにだったか。何をどがに削ったん、これ。11条中、土曜日を削るという。

○桑田委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 この条例の11条のものところでございますけれども、診療日のところ

が「診療日及び介護サービスは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き」という文面になっておりましたけれども、作木診療所は土曜日に開設しているということがございまして、このたび、土曜日という記述を削除したものです。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 土曜日もやりますよということになったわけね。

○富野井健康推進課長 はい。

○竹原委員 了解。土曜日を削ったんなら、土曜日はやらののに載つとるのか、どっちかと思うて。了解です。

○桑田委員長 ほかにありませか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようでしたら、議案第24号の審査を終わります。

以上で福祉保健部の審査を終わりたいと思います。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

それでは、次に、教育委員会に入ってきていただきます。少々お待ちください。

(執行部退室)

○桑田委員長 教育委員会の皆さん、おはようございます。

教育委員会に来ていただきましたので、それでは、議案第32号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

長田教育次長。

○長田教育次長 それでは、議案第32号、三次市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例であります三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

改正される政令の内容につきましては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直されたものです。

本市条例では、現在、放課後児童クラブ支援員として従事する者については、保育士等一定の基礎資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したものとしています。なお、本市ではこれまで、国の基準に準じまして、「修了したもの」とは、平成32年、令和2年になりますけれども、「3月31日までに修了することを予定している者を含む」としておりました。現在の支援員につきましても、この研修受講をすることを進め、質の向上を図っているところでございます。令和2年度から「参酌すべき基準」となることから、研修要件について、外すことも可能ですけれども、令和元年10月3日の厚生労働省からの通知では、都道府県知事が行う研修、この放課後児童支援員認定資格研修の機会の提供に引き続き積極的に努めること、また、市町村には認定資格研修をまだ受講していない者に研修受講機会を確保するよう、特段の配慮を行うことを求められているところで

ございます。

よって、本市におきましては、現行条例中、「修了したもの」の次に、括弧書きでございます。「新たに採用された日から起算して1年以内に当該研修を修了する者を含む」を加えさせていただくことで、保育士等の一定の資格を持った新卒者も採用し、また、今後の研修の受講機会を保障することで、放課後児童クラブ支援員の人材の確保、そして放課後児童クラブの質や安全性の担保に努めていくということとしたものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 今、改正の背景ですけれども、今の人材不足ということに対しては、このままでいいのかどうかということと、それから研修内容、具体的研修内容は、どの程度の時間とか内容とかとか教えてください。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 研修等の要件については、今まで従うべき基準として、この事項については、厚生労働省の政令で必ず行うようになっていりましたが、このたび、参酌すべき事由の中に入ってきて、その背景ということは、これは三次市に限らず全国的なことなんですけれども、放課後児童クラブとかに従事する人の確保が本当に大変になってきているということがあります。そういった中で、平成29年度ですけれども、そのころ、全国知事会、全国市長会、また全国町村会共同提案で、従うべき基準を廃止または参酌化してくれと、そういうことが要望としてずっと上がってきているということでございます。支援員の資格研修を受講するということが、非常にハードルが高くなっているということで、全ての支援員が受講してから採用ということになると、本当に採用が、来る人が少なくなるということもありますので、そこは各市町の柔軟な対応ができるというように、国のほうの判断をされたということでございます。

それから、研修の内容。

○桑田委員長 廣瀬文化と学びの課付課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 研修の内容ですけれども、こういった冊子をもとに、これは広島県が主催なんですけれども、日本放課後児童指導員協会というところに委託をされています、広島県が。そこで、こういった冊子をもとに4日間、前期後期と分かれていますけれども、4日にわたって、放課後児童健全育成の事業の理解とか、あと、クラブにおける子供の育成支援とか、細かなところまで詳細に書いてありますので、こういったものを受講していただいて、より放課後の居場所について、指導員のほうに理解を深めていただく研修内容となっております。

これまで、平成27年から5年にかけて、経過措置として、児童クラブの支援員さんには引き続き受講していただくように教育委員会からの、今までは子育て支援課でしたけれども、教育委員会にかわりまして、しっかり新たに採用した者については受講していただくように指導してまいっております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 すごい何か月もかなと思って、難しいかと思ったんですけども、4日程度だったら、着任される前に4日間されるというのでも、努力義務、1年間にすればいいんでしょうけども、最初にやれば済む話かなと思ったんですけども。

○桑田委員長 廣瀬文化と学びの課付課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 委員おっしゃることも、そのとおりだと思うんですけども、一応これは、10条3項に基づくものは、県の主催する研修会を受けていただくことが前提となっておりまして、新たな、全県にわたって、これは、呉、また東広島、三次、広島、それから福山市というところで、受講会場を県が決めております。そこへ参加していくということで、県のほうで取りまとめをすることに対して、三次市としてもそこへ参加申し込みをするということになりますので、毎年6月ぐらいまでに前期の申し込みを受け付けているというような流れになっているので、4月1日に採用をしたと同時に申し込みをするように支援していきたいと思います。

○弓掛委員 よくわかりました。

○桑田委員長 そのほか。

竹原委員。

○竹原委員 じゃけん、今、4日間行くのに、これは公費負担で行きよるんですか。

○桑田委員長 廣瀬文化と学びの課付課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 お答えいたします。

テキスト代については1,000円かかっておりますので、これはこちらで、公費負担です。出張のほうも、三次会場になっておりますので、費用弁償のほう、できるようにしております。

○桑田委員長 よろしいですか。

横光委員。

○横光委員 4日間で研修して、すぐできるもんじゃないというふうに私は思うんですが、支援員の皆さんの指導者というような方はいらっしゃるのでしょうか。

○桑田委員長 廣瀬文化と学びの課付課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 指導者ということでありまして、平成30年度から放課後児童主任支援員というふうに要綱に位置づけておりまして、1人、ヤマグチ主任支援員に今年度も引き続き勤務いただいておりますけれども、児童支援員のほうにはほぼ、週3日から4日ですけれども、指導支援に巡回してもらっています。これまでは、30年度までは、そういう立場の者が、課長だとか係長が指導していたんですが、やっぱり支援員のほうから、きめ細かな指導方法をやっぱり教えていただきたいという要望もあり、30年度からは、放課後の過ごし方であるとか、保護者とのトラブルとか、そういったことも細かに指導をその専門員のほうにさせていただいております。非常に指導員のほうからも、そういう指導する立場の人がもらえることは安心感につながっているというふうに聞いておりますので、引き続き来年度もそういう立場の人を置くように、予算のほうでは継続させていただいております。

○桑田委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

竹原委員。

○竹原委員 これ、ちょっと違うけど、今、学校休みになって、児童館やられています、児童館じゃないですけど、放課後児童クラブか。現状、どうなんですか。ちゃんといきよるのかなというのがちょっと心配ですが、どのぐらいの状況なのか。

○桑田委員長 廣瀬文化と学びの課付課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 竹原委員には御心配いただきまして、ありがとうございます。

今の体制としましては、27日に安倍総理のほうからそういったことが出されて、本市としてはすぐに、28日に、放課後児童クラブのほうにつきましては保護者宛てに通知を出し、3月2日、3日については午後1時半から6時半までの保育をしますと、特別保育を、4日以降は終日、8時から6時半まで保育をしますということで通知をさせてもらっています。2カ所、民間委託がございまして、一応児童クラブにつきましては、こちらのほうから、やっぱり人材の確保というところで、難しいんだというお声を聞いておりましたので、こちらのほうで、今、学校支援員、学校の職についている方を手配しまして、きのうから8時から受け入れを可能にしていますので、全児童クラブについては、現在、8時から6時半までは受け入れ体制が整っております。これが、いわゆる25日までは特別保育という形でさせていただきます。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 現状、じゃけえ、大丈夫。

○廣瀬文化と学びの課付課長 はい。

○竹原委員 教員が遊びよると言っちゃ何じゃが、暇なんじゃろうけえ、手ごしてあげりゃええんじゃないかなとか、例えば学校をまた再開しようとするところも、よその県ではありよるみたいなんで、将来的に、朝からころころ遊びよる子いっぱいおるんで、様子みたら、また再開すりゃええんじゃないかと思うんじゃけど、どがに考えとるんじゃろう。

○桑田委員長 廣瀬課長。

○廣瀬文化と学びの課付課長 今回の質問の前の質問にお答えさせていただきますと、2日については108人、全児童クラブでです。今、650人程度の登録がございまして、3月現在でですね。3月2日については、その650人のうち108人の児童が児童クラブのほうに来ております。これは、もうどうしてもやむを得ない御事情の御家庭というふう聞いております。3日についてはちょっと増えまして147人、4日、きのうにつきましては、やっぱり朝から1日ということもあるのか、250名ぐらいのところまで推移しています。

○桑田委員長 よろしいですか。

○竹原委員 再開する気はないんですか、学校。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 先ほどおっしゃっていましたように、放課後児童クラブが始まって、今度は、あけるまでの、だから、先日まで問題になった、あけてきたら、今度は、今おっしゃったように、子供が外に出て遊びよるような問題が今度は出るということで、私どももニュースで初めて聞いたり、また、どこでしたか、茨城県茂木町というところですか、学校を再開するよというよなことをニュースで見たりして、ああ、そうなんかというよなことも、今知ったよな、今という

か、きのうの晩、私どもも知ったようなことであります。今現在の子供の状況はどうなってるかとか、もうちょっとよく考えてみなければわかりませんし、とても教育委員会だけでそういったところを判断すべきところでもありませんが、しっかり状況をまず見させてもらったりしながら、今後このことについては徐々に考えていかなければならないと思っております。

教員についても、今、放課後児童クラブのほうを手伝うようなことができるということは、国のほうからも通知が来て、そのことは学校へは伝えておりますけど、今は、児童クラブのほうの人は何とかできとるような状況でもあります。今後について、また放課後児童クラブのほうの人員等は、来る子供が多くなっていますから、人がいるとかいうようなことがあったらまた学校にも相談をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○桑田委員長 この議案とは関係ないと思うんで、ちょっと今、関連したような話になっているんで、あれなんですけど、お願いをさせてもらいたいですけど、コロナウイルスの関係なんですけど、しっかり子供の様子を見てやっていただきたいとあって、対応のほうはおくれんように、スピードを持って、もしものときは対応していただきたいというふうに思います。

そして、今の日本のリーダーが決められたことなんで、これ、月末ごろまでいくんだろうと思うんですけど、しっかり市民の皆さんから不安というか、御相談があったときは、十日市小学校は何人おる、それを放課後児童クラブにかえたら、1カ所に、一番多いところが何人、少ないところが何人とかいうふうに、丁寧な御説明をしていただきたいというふうに思います。ということをちょっとお願いして、議案第32号の審査を終わりたいと思います。

続いて、議案第38号、動産の買入れの契約についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○桑田委員長 長田教育次長。

○長田教育次長 それでは、続きまして、議案第38号、動産の買入れ契約について説明をさせていただきます。

文部科学省検定済み教科書の採択につきましては、通常4年ごとに行われております。小学校用教科書につきましては、令和2年度から4年間、新学習指導要領に基づいて内容が更新された教科書を使用することになります。本案は、それに伴いまして、教師用教科書、指導書及び掛図についても教科書に準じた内容に更新されたものを使用する必要があることから、新たに購入をしようとするものであります。

小学校教師用教科書、指導書及び掛図の購入につきましては、仮契約を令和2年3月2日に金3,139万9,171円で有限会社三次広文館と締結をいたしておるところであります。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いしたいと思います。

弓掛委員。

○弓掛委員 この3,100万余りのものの対象範囲を教えてくださいたいのと、全体額、三次市内で全体額をお願いします。

○桑田委員長 大原学校教育課長。

○大原学校教育課長 有限会社広文館の学校の範囲ですけれども、旧三次の小学校、河内小学校、三次小学校、栗屋小学校、十日市小学校、八次小学校、酒河小学校、清河小学校、神杉小学校、田幸小学校、和田小学校、川地小学校、川西小学校と君田小学校、布野小学校、作木小学校と、それから教育委員会の保管分を購入するようにしております。そのほか、寅屋書店、三浦書店、広島教科書販売から市内全体の小学校のを購入しますので、全体額としては4,070万701円ということになります。

○桑田委員長 課長、もう1回、金額をお願いします。

○大原学校教育課長 4,070万701円です。

○桑田委員長 わかりました。ありがとうございました。

弓掛委員。

○弓掛委員 ここだけ議決なんでしょうけれども、説明のときに、ぜひ、私らようわからんので、ここだけが全部じゃと思うんですよ。これが三次市内、全部で3,000万かなというふうに思ってしまうんです。ちょっと不親切だと思うんです。ちゃんと全体がこうなんで、ここがこの中で議決になりますということはぜひ、必要ないんですけども、私ども、プロじゃないんで、プロの人もおるんでしょうけども、ぜひわかりやすい御説明をよろしくをお願いします。要望でございます。答弁、結構です。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 ちょっと教えてください。この教科書を買う入札は、もうその範囲は、どここの業者と、もう決まってるんですか。

○桑田委員長 大原課長。

○大原学校教育課長 教科書の販売については、教科書の供給業者から各都道府県単位に特約供給所というのがあります。これが、広島県でいいますと、広島県教科用図書販売株式会社ということになります。そこの特約供給所が、県内各地の取次供給所を決めていくというような流れになっています。三次市においては広文館と寅屋書店、それから三和に納入していただいておりますのは、安芸高田市にありますけれども三浦書店、それから甲奴については、今、広島教科書販売のほうに直接納入しているようになっています。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 単純なことですみません。全てに、これ、随意契約になってくるんですね。

○大原学校教育課長 はい。随意契約になります。

○保実委員 ありがとうございました。

○桑田委員長 そのほか。

横光委員。

○横光委員 随意契約ですが、単価、皆、同じなんですよ。

○桑田委員長 大原課長。

○大原学校教育課長 単価は、令和2年2月28日に官報で、教科書については発表になりました、それに伴う指導書も定価販売ということで、どこで買っても同じ値段ということになります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 参考までに、全部で何部というか、何人分で、大体1人当たり何ぼぐらいかかるのかなというのをちょっと、1人の指導者が何円分を持って指導せにゃいけないのか。小学校ですから、かなり多くあるというふうに思うんですけども、

○桑田委員長 大原学校教育課長。

○大原学校教育課長 各クラスに1冊、それぞれの教科1冊ずつということになりまして、市内全体でいいますと、4,066点になります。例えて言いますと、河内小学校では141点、三次小学校では274点、クラス数が多い十日市小学校では669点になります。全体では4,064点になります。

○桑田委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 これは、この予算は何年度予算で、ちょっとよう見つけなかったんじゃけど、今年の予算書には載っとらんよね。去年だよね。

それと、これは、この費用は国から来よるの。費用負担、財源。

○桑田委員長 大原学校教育課長。

○大原学校教育課長 予算は、令和元年12月の補正で決定しております。

財源については、特定財源はございません。

○竹原委員 国からつくんなら、もう最初から買うて、渡しゃあええのになと思った。

○桑田委員長 そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、議案38号の審査を終わります。

以上で教育委員会に係る議案の審査を終了したいと思います。教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 ということで、35分程度あるんですけど、どうでしょうかね。10分ぐらい。

再開は11時40分とさせていただきますので、よろしくお願いします。

午前11時22分 休憩

午前11時40分 再開

○桑田委員長 それでは、休憩前に引き続いて、委員会を開催いたします。

それでは、常任委員会審査報告書に沿って、各議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

議案第21号から順に行いますので、よろしくお願いいたします。

これより議案第21号、三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、次に、議案第22号、三次市債権管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第23号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第25号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第32号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、最後に、議案第38号、動産の買入れの契約について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 議案第23号について、老人集会所を譲渡するに当たり、地元協議を十二分にするのと、あわせて、もしそこで住民の皆さん方が直してほしいということがあったら、将来に向けて、地域集会所としての補助金をしっかりつけてもらうということと、第24号の国保の診療所の管理条例の関係で、別表第2号の診療時間について記載してありますが、これに変更があるときには、住民への周知を徹底して図ることと。

以上でございます。

○桑田委員長 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

弓掛委員。

○弓掛委員 三次市放課後児童健全育成事業に関して、4日間のことなんで、必ず全員受けるということを要望したいと思います。

○桑田委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 ないようですので、それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○桑田委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますの

で、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は以上でございますが、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、明日の委員会は休会とさせていただきます。

以上で委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後0時01分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月5日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章